

18. 鋼船規則検査要領 D 編における改正点の解説 (貨物油管及びバラスト管のフランジ継手及び曲がり管)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 D 編中、貨物油管及びバラスト管のフランジ継手及び曲がり管に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

2. 改正の背景

IACS 統一規則 F15 では、MARPOL 条約附属書 I 第 19.3.6 規則で認められるバラストタンク内への貨物管の配置及び貨物タンク内へのバラスト管の配置に関する要件を規定しており、本会は当該要件を関連規則に取入れている。

この程、IACS では、当該統一規則で使用される用語の明確化を行い、IACS 統一規則 F15(Rev.7)を 2023 年 9 月に採択した。

このため IACS 統一規則 F15(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則検査要領 D 編 D14.2.4 及び D14.2.7

鋼船規則 D 編 14.2.4 及び 14.2.7 に規定する「漏洩のおそれのないフランジ継手」及び「曲がり管」について、当該管取付け物が明確となるよう IACS 統一規則 F15 の注記をもとに定義を追加した。

「漏洩のおそれのないフランジ継手」は、1.0 MPa 以上の呼び圧力又は、設計圧力に応じて適用される呼び圧力より 1 ランク上の呼び圧力のうち、いずれか大きい方の圧力を満たす溶接フランジ継手をいう。また、「曲がり管」とは、熱膨張又は船体変形によって生じる過度な応力又は変位を吸収するために、直線的な配管中に設けられる Ω 型の伸縮ループをいう。